

議案第 71 号

石垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

石垣市国民健康保険条例（昭和 48 年石垣市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 8 月 29 日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の公布により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が一部改正されたこと等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市国民健康保険条例(昭和48年石垣市条例第11号)の新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(過料)</p> <p>第11条 本市は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>において、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第11条 本市は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</u> _____において、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>